

入間市都市公園条例の一部を改正する条例 改正要旨

1 改正の趣旨

今回の改正は、公募設置管理制度（Park-PFI）等により、都市公園の公園施設の設置又は管理を公園管理者以外の者により行うに当たり、当該公園管理者以外の者の公平な選定を図るための委員会を設置するために必要な事項を定めるものです。

2 改正の内容

全九条の条文を追加し、第18条では設置を、第19条では所掌事務を、第20条では組織を、第21条では任期を、第22条では委員長及び副委員長を、第23条では会議を、第24条では関係者の出席を、第25条では守秘義務を、第26条では庶務を規定します。

なお、所掌事務は次のとおりです。

- (1) 都市公園法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準に関すること
Park-PFI事業で民間事業者を選定する際の「評価の基準」の内容を審議します。
- (2) 都市公園法第5条の4第3項の規定による設置等予定者の選定に関すること
Park-PFI事業で事業に対する民間事業者からの提案を踏まえて、公園施設の設置又は管理を行う事業者を選定します。
- (3) 都市公園法第5条に規定する都市公園の公園施設を設置し、又は管理する公園管理者以外の者の選定に関すること
Park-PFI事業以外の官民連携手法で事業に対する民間事業者からの提案を踏まえて、公園施設の設置又は管理を行う事業者を選定します。
- (4) 上記のほか、市長が必要と認める事項に関すること

3 施行日

令和5年4月1日

4 参考

- (1) 主要関係法令
都市公園法及び都市公園施行令等
- (2) 公募設置管理制度（Park-PFI）
都市公園法により創設された制度で、民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度です。
都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きを行います。また、民間事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、民間事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うことが条件となります。